

令和4年度 第1回

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 議 資 料

諮 問 2

【新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援】（地域福祉課）

- ・ 個人情報を取扱う事務の委託についての諮問



加須市個人情報保護に係る事務処理についての諮問書

加地発第120号
令和4年8月12日

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会会長 様

加須市長 角 田 守 良



個人情報保護に係る事務処理に関し、加須市個人情報保護条例第11条第1項の規定により、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 個人情報保護に係る事務処理の区分
個人情報を取扱う事務の委託についての諮問
- 2 諮問内容
現在、当市では、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者を支援するため、市職員が感染者宅を訪問し、食料品等物資の支援及びパルスオキシメーターの貸与を実施しています。
今般の新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、自宅療養者支援の円滑な実施と職員の負担軽減を図るため、自宅療養者宅への置き配等業務について、市の機関以外のものに委託することについて、審議会の意見を求めるものです。
- 3 所管課
地域福祉課

1 個人情報を取り扱う事務を市の機関以外のものに委託することについての諮問
 (第11条第1項関係)

所管課：地域福祉課

業務委託の内容	業務委託の開始年月日	取り扱う個人情報	個人情報保護措置
<p>○業務委託の内容 自宅療養者支援の円滑な実施と職員の負担軽減を図るため、自宅療養者宅への置き配業務等について、市の機関以外のものに委託すること。</p> <p><委託先> 東武トップツアーズ(株)</p>	<p>令和4年 8月20日</p>	<p>・住所 ・氏名 ・生年月日</p>	<p>・契約書は、加須市の様式を使用し、「個人情報保護への対応」及び「加須市個人情報取扱特記事項」に基づく個人情報保護に関する事項を規定する。</p>

【取扱いに関する条例の規定】

- ・条例第11条第1項

「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を市の機関以外のものに委託するときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報の適切な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」

自宅療養者に対する置き配の業務委託

自宅療養者への食料品等の支援件数が急増していることから、配送業務の一部を委託し円滑な支援を実施します。

■ 事業名

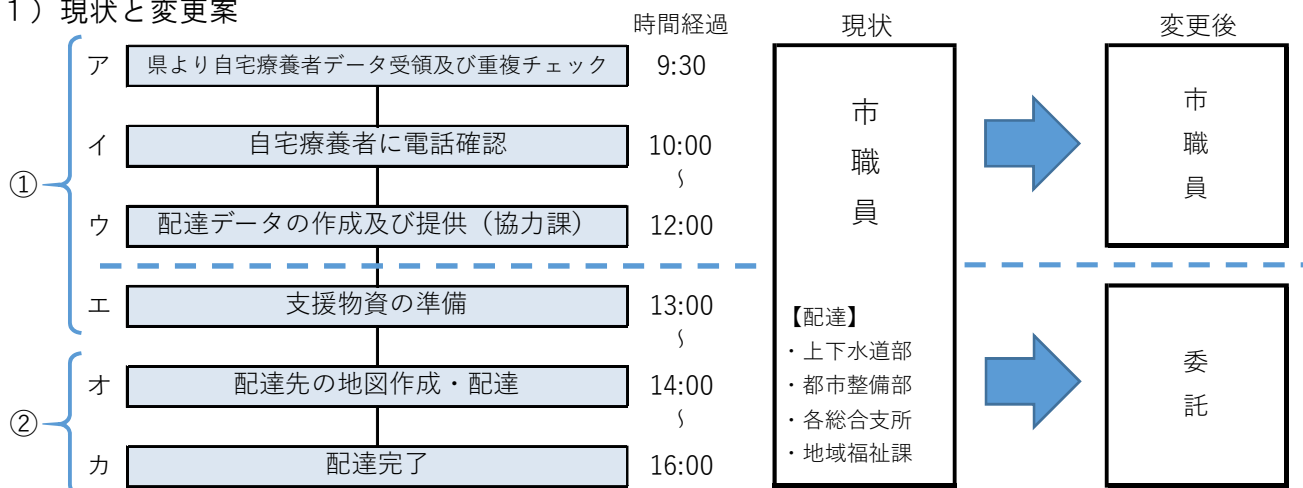
新型コロナウイルス感染症予防対策事業

■ 目的

- 自宅療養を余儀なくされている市民に対し、日々の不安を軽減し、安心な療養生活が送れるよう令和3年8月27日から市独自の食料品等の支援を開始し、11月30日以降、埼玉県と連携し、県から提供された自宅療養者情報に基づく支援を行っています。
- 令和4年7月中旬からの感染急拡大により自宅療養者への支援件数が急増し、通常業務に支障をきたしておりますことから、支援の円滑な実施と職員の負担軽減を図るため一部業務委託を行うものです。

■ 補正予算の概要

(1) 現状と変更案



現状では①業務を職員9名、②業務を職員12名（配達車両6台）で、日曜日は①及び②業務を職員10名で対応している。変更後は、業務の一部（エ～カ）を委託する。

(2) 委託に要する経費 11,227千円

1台18,000円×1日3台×189日（平日及び週休日1日）×消費税=11,226,600円

委託期間：令和4年8月20日～令和5年3月31日 ※1日100件まで配達可能

(3) これまでの支援件数

	R3.8~12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7
自宅療養者数	21人	514人	1,870人	1,242人	881人	359人	219人	2,133人
支援件数	21件	294件	951件	580件	412件	172件	119件	883件
総支援者数	77人	967人	3,219人	2,050人	1,401人	571人	380人	2,767人

■ 補正予算額 11,227千円 【国庫補助金あり】

〔財源内訳〕 国：11,227千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

〔問合せ〕 福祉部地域福祉課 ☎0480-62-1111（内線146） ✉chiiki@city.kazo.lg.jp

加須市標準委託契約書

- 1 委託名 加須市自宅療養者支援業務委託
- 2 履行場所 加須市内
- 3 履行期間 令和4年8月20日から
令和5年3月31日まで
- 4 委託料金 10,817,384 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額)
金 983,399 円
- 5 契約保証金 免除
- 6 前払金 なし
- 7 その他特定条件 加須市委託契約約款第16条 抹消

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

発注者 住所 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1
氏名 加須市
加須市長 角田 守良

受注者 住所 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2 JA 共済埼玉ビル8階
氏名 東武トップツアーズ(株)さいたま支店
支店長 大矢野 健

加須市委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書（現場説明書等を含む。）及び図面に従い、契約を履行しなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(委託工程表の提出)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に委託業務（以下「業務」という。）に基づいて委託工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の委託工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は業務の内容が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 委託工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 発注者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

3 受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第6条 発注者は、監督員を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第7条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場責任者の業務における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場責任者について業務の現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 技術管理者は、業務の履行の技術上の管理をつかさどらなければならない。

5 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更、中止等)

第9条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のため必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合は、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いを求め、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査に合格したときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、遅滞なく当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合、補正の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。

4 受注者は、検査の合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を発注者に引き渡さなければならない。
(委託料の支払い)

第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があった日から30日以内に、受注者に委託料を支払わなければならない。
(契約不適合責任)

第14条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第15条 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託料（この契約締結後、委託料の変更があった場合には、変更後の委託料）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に

対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者とその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(前金払)

第16条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の履行期間の終期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金の支払いを請求することができる。ただし、その額は、委託料の10分の3を超えない範囲内とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、委託料が著しく増額された場合においては、受注者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済の前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 第5条の規定に違反したとき。
- (4) 正当な理由なく、第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項又は第26条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第16条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第24条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、第21条又は前条各号の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第25条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき

損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第18条、第19条又は第26条第3項によるときは発注者が定め、第21条又は第22条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると発注者が認めたとき。
- (2) 前号において、違約金を徴収して履行期間を延長することができるとき。
- (3) 成果物に契約不適合があるとき。
- (4) 第18条又は第19条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を請求するものとする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第13条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(保険)

第27条の2 受注者は、設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第28条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第12条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その請求を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 第2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は発注者の指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持等)

第29条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、

貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(個人情報の保護)

第30条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「加須市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項等)

第31条 この約款に定めのない事項又はこの約款の条項について疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

加須市個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務上知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約により業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第5 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(個人情報の目的外利用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による業務上知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法による。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(事実の公表)

第12 受注者の責に帰する事由により、受注者が個人情報取扱特記事項に関する義務に違反し、発注者が損害を受けたと認めるときは、発注者は、その事実を公表することができる。

(その他)

第13 受注者は、前第1から第12までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

加須市自宅療養者支援業務委託仕様書

1. 趣旨

本業務は、加須市が新型コロナウイルス感染症による自宅療養者を支援するため、食料品等物資の支援及びパルスオキシメーターの貸与を実施するにあたり、受注者に委託する業務の概要を定めるもの

2. 対象

埼玉県から加須市に情報提供のあった自宅療養者及び加須市に直接支援の申込をおこなった自宅療養者

3. 履行場所

市内各所

4. 履行期間（予定）

令和4年8月20日～令和5年3月31日

5. 支払方法

本契約は、業務完了払い（月払）とする。

6. 事業概要

(1) 支援の実施日

①平日及び週休日と祝日の一部

②履行期間中の新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更となる可能性がある。

③原則、県からの情報が送られてきた当日中（概ね18時まで）に支援をおこなうこと。

(2) 食料品等（Aセット）、生活用品（Bセット）、乳児用品（Cセット）の支援

①各セットが必要な自宅療養者に、必要数量を支援する。

②Aセット及びBセットは発注者が指定した事業者（市内店舗等）が箱詰めし梱包を行うので、支援を行う前にあらかじめ店舗で受け取ること。

③Cセットは発注者があらかじめ用意したものを届けるか、発注者が指定した店舗で購入し、届けること。

(3) パルスオキシメーターの貸与

発注者があらかじめ提供する消毒済みのパルスオキシメーター、説明資料及び県への返信封筒を保管し、HER-SYS IDを返信封筒に記入の上、必要な自宅療養者へ届けること。

(4) 支援の方法

- ①発注者が作成する支援者リスト（自宅療養者の氏名、郵便番号、住所、連絡先、必要な支援の種類及び数量、HER-SYS ID等が記載されたもの）により当日の支援内容を把握すること。支援リストは概ね当日の13時頃までに電子データにより発注者から提供すること。
- ②自宅療養者のプライバシー保護のため、支援を行う際に療養者であることを第三者が推測できないよう配慮すること。
- ③受注者は、自宅療養者宅に到着次第、自宅療養者に到着した旨を伝えたいうえで、置き配すること。
- ④置き配の場所は玄関先を基本とするが、高温多湿の場所を避ける等、配慮すること。
- ⑤受注者は、支援が完了したら、速やかに任意の様式により発注者に電子データにて提供すること。

7. 支援件数

1日あたり100件を上限とするが、100件を超える場合は発注者と協議すること。
(履行期間中の新型コロナウイルス感染症の感染状況により件数の増減がある。)

8. その他

- (1) 発注者の指示事項を遵守して支援すること。
- (2) 置き配に必要とする車両、備品等については受注者が用意し、ガソリン代については受注者の負担とすること
- (3) 自宅療養者の人数が想定人数から大幅な変動等により委託金額の変更が生じる場合は発注者と協議すること。
- (4) その他、仕様書に疑義が生じた場合や書かれていない事項については、発注者と協議すること。

9. 契約の解除

本仕様書に定める事項に違反した場合、本契約を解除する。
なお、この解除に伴い発生した損害は受注者の負担とすること。

問い合わせ先

加須市福祉部地域福祉課地域福祉担当

TEL : 0480-62-1111 (内線146・147)

MAIL : chiiki@city.kazo.lg.jp